

税の申告受付 始まります!

(詳細) 市民税課市民税係☎ 381-1012

受付会場と日程

会 場	日 程	受 付 (開場 8:45)	受け付けする申告	
江別市民会館 21 号室	2月6日(木) ~ 3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00 3月16日側は15:00まで※1	● 住民税申告 ● 確定申告の一部※2	
大麻集会所 (市役所大麻出張所 2 階)	2月3日(月)・2月4日(火) 来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了 することがあります。	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00	● 住民税申告 確定申告は受け付けできません	

- ※1 確定申告は3月16日側までです。それ以降は市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください
- ※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

会 場	日 程	相談受付時間(開場 8:30)	受け付けする申告	
札幌東税務署※3 (札幌市厚別区厚別東4条 4丁目☎897-6111)	2月17日(月) ~ 3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月24日(月)、3月1日(日)は受け付けます)	9:00 ~ 16:00 ※混雑時は、受け付けを早めに締め 切ることがあります	● 確定申告 住民税申告は受け付けできません	

2月14日 (金以前は会場を開設していません。また、申告に関する質問や必要書類の確認は電話でも受け付けます

申告に必要なもの

① 印鑑

共

涌

② マイナンバーカード

※マイナンバーカードを取得していない場 合は、通知カード+運転免許証、公的医療 保険の被保険者証など

- ④ 控除に関する書類
- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、
- 介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国 保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

③ 申告者名義の預貯金の 口座番号(還付申告者のみ)



- ⑤ 前年中(平成31年1月~令和元年12月) の収入金額、経費などを証明できる書類
- 源泉徴収票、領収書など



- ▶ 医療費控除を受ける方上記①~⑤のほか、次のとおり。
- ◎ 医療費控除の明細書(任意の様式でも可)

医療を受けた人、病院・薬局などの名称、医療費区分、医療費の合 計、補てんされる金額を、<u>事前に記入してください。</u>生命保険か ら受けた保険金や高額療養費などで補てんされた分は差し引いてく ださい(入院など該当する部分から差し引いてください)。

※平成29年分の申告から領収書の添付が不要となりました。 ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど) を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知に載ってい ない月の分は明細に記入することで申告できます。

※令和元年分までの申告については、医療費の領収書の添付または 提示により申告することもできます。

- ◎ 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
- ・1年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
- ・2年目以降/領収書および市の介護保険課(本庁舎1階14番窓口 ☎381-1067) が発行する「主治医意見書の内容確認書」
- ◎ 医療機関への交通費

公共交通機関分(バス、JR、地下鉄など)は医療費の明細書に合計 金額を記入してください(領収書不要)。タクシーは、やむを得な い場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

- ▶ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方
- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・適用を受ける年分で、一定の取り組みを行ったことを明らかにす る書類 (インフルエンザの予防接種の領収書など)
- ※通常の医療費控除との併用はできません

年金収入 400 万円以下でも

してください。

告できません)

ります。

● 所得税の還付を受ける方

確定申告が必要な方がいます

⇒ 札幌東税務署、市民会館で申告 ● 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越 す方⇒ 札幌東税務署で申告(市民会館で申

年金収入 400 万円以下でも下記に該当する方

は確定申告を行う必要がありますので注意

確定申告が必要な方

給与収入のある方

給与収入で所得税が差し引

がかさんだ方など

ける方(入院・通院で医療費 扶養控除や社会保険料控除を 変更する方、 かれているが、年末調整が済 ●年末調整は済んでいるが、 んでいない方(アルバイト) ート、年の途中退職者など 医療費控除を受

例制度を利用していない方 さと納税し、ワンストップ特 ※5か所以内の自治体にふる さと納税をした方 ※6か所以上の自治体にふる 除を受ける方 超える寄附をして、

公的年金収入のある方】

場合があります

加

により住民税が減額になる

更や追加を行う方(控除の追

命保険料・医療費など) 養・障害者・社会保険料・生

の変

00万円を超える方 公 的年 的年金収入が 万円以下で、 · 金 収入が それ以外 合計 合 計

円以下の方は、 以下でそれ以外の所得が20万 ※公的年金収入が400万円 に20万円超の所得がある方 0 公 左記に該当する方は 確定申告不要

20 •

万円以下の所得がある方 所得税はかからないが事

給与所得者で給与以外に

方

の公的年金以外の所得がある

◆公的年金収入が合計

●定められた団体に2千円を

寄附をした方】 寄附金控

公的年金などの 源 泉徴 収

票に記載された控除内容

扶

2万円を超える所得がある方

給与所得者で給与以外に

● 2か所以上の会社から給与

告は受け付けしていません ※札幌東税務署では住民税申

所得や不動産所得がある方

を超える方

月までの給与収入が2千万円 ●平成31年1月~令和元年12

市民会館で受付できない確定申告

※確定申告の必要がなくても、住民税申告

を行うことで住民税が減額になる場合があ

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外 交員などの事業を行っている方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 配当収入(株式など) 申告を行う方
- 土地や建物、株などを売り収入を得た方
- 災害・盗難などで一定額以上の被害に あった方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 退職金の申告を行う方

詳細 札幌東税務署☎ 897-6111

申告書にはマイナンバーの記載を

マイナンバーを記載した申告書を提出するとき は、申告者の本人確認書類の提示または写しの 添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族な どは不要)。

札幌東税務署からのお知らせ

インターネットで確定申告ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー ナー」で申告書などを作成し、e-Tax 送信または 印刷し郵送で提出できます。

いつでもどこでもスマホで申告!

令和2年1月から、2か所以上の給与所得があ る方、年金収入や副業などの雑所得がある方な ど、スマホ専用画面をご利用いただける方の範 囲が広がりました。

e-Tax での手続きがより便利に

● マイナンバーカードを利用する方法

マイナポータルまたは e-Tax ホームページから ログインするだけで、申告書などのデータが送 信できます。

● ID・パスワードによる方法

税務署で本人確認のうえ発行される「ID・パス ワード方式の届出完了通知」に記載された ID・ パスワードを使うことで、国税庁ホームページ の「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax に よる送信ができます。

納税は便利な振替納税をご利用ください

振替納税口座振替日

所得税、復興特別所得税:4月21日(火 消費税、地方消費税:4月23日休

確定申告 よくある質問

国税庁ホームページで は、確定申告時期に問 い合せの多い質問と-般的な回答、申告の際 に誤りの多い事例を掲 載しています。

確定申告の際の参考に してください。

国税庁HPはこちらから



https://www.nta.go.jp/taxes/ shiraberu/shinkoku/qa/01.htm

住民税申告が必要な方

事前準備は済んでいますか

医療費控除

ります。 た場合、 除として申告できます。 場で作成してもらうため受け 象となる医療費の詳細は札幌 10万円(所得200万円未満 付けに時間がかかる場合があ 事前準備していない場合、会 に計算し、作成してください。 控除の明細書は、必ず来場前 東税務署へお問い合わせを。 の場合は所得の5%)を超え 月に支払った医療費などが なお、申告に必要な医療費 平成31年1月~令和元年12 超えた分を医療費控 · ※対

額を上回っている方は、還付 場合があります。 される所得税額は変わりませ ※他の控除の合計額が所得金 んが、住民税額が減額になる

疑問 そもそも 控除って何?

の減額をする制度です。

所得税の還付や減額、

住民税

ら控除して計算することで、

される制度ではなく、

、所得か

医療費は還付されません】 医療費控除は医療費が還付

詳細) 市民税課 28-1012

「控除」とは差し引 きすることです。

たとえば、皆さんの 所得に対して課税され る『住民税』に当ては めると、納税義務者が 必要書類を添えて申 告をすることで、所得 から控除額が差し引か れ、課税対象額が減少 し税額も減ります。

控除によって、かか る税金が少なくなる仕 組みになっています。

障害者控除 要介護認定を受けている方の

障害者控除の対象になりま 申告の際に添付することで、 除対象者認定書」(無料)を している場合は、「障害者控 時点)に、左記の要件を満た 基準日 (令和元年12月31日

階介護保険課14番窓口で行っ の発行は、江別市役所西棟1 ています。 障害者控除対象者認定書

【要件】

けている方 ●65歳以上の方で要支援2ま たは要介護1~5の認定を受

25 381 介護保険課審査相談係

詳細

空き家の譲渡所得 特別控除特例

除される場合があります。 得た所得から3千万円まで控 続した空き家や土地を譲って ことで、空き家の譲渡所得特 告で「被相続人居住用家屋等 地を譲り渡した際に、 別控除特例の対象となり、相 確認書」(無料)を添付する た空き家を取り壊した後の土 相続した空き家や、 確定申 相続し

ています。 認書」の発行は、江別市役所 ・階資産税課8番窓口で行っ 一被相続人居住用家屋等確

申告してください。 ませんので、 ※市民会館では受け付けでき 札幌東税務署で

詳細 資産税課 ☎381

りです。 課されます。 く)には 車など(電気自動車などは除 ら13年を経過した軽4輪自動 「経年重課税率」

(詳細) 市民税課税制係

(車両番号指定) を受けてか 初めて車のナンバー指定 税率は表のとお が

令和 2 年度は登録年月が 平成 19 年 3 月以前 の軽自動車が対象です。

	区分		税率(年税額)			
			登録年月(*)		登録年月(*)	
			H27 年 3 月以前 <旧税率>	H27 年 4 月以降 ≪現行税率≫	から 13 年経過 【経年重課税率】	
	3輪(660cc 以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪以上乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200 円	
		自家用	7,200 円	10,800円	12,900 円	
	4輪以上 貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500 円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

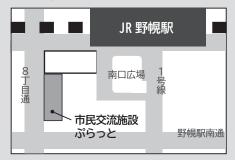
登録年月=その車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。 車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。 13年経過した軽自動車は割増に

軽自動車税の税率



鉄南地区センター内 証明交付窓口が移転

野幌鉄南地区センター内証明交付窓口 は、野幌駅南側にオープンした市民交流 施設「ぷらっと」内に移転しました 【受付】祝日 / 年末年始閉庁期間除く 月~金曜日9:00~17:15





夜間証明交付窓口が ·部移転します

毎週火・木曜日に市役所本庁舎で開設し ていた夜間証明交付窓口が、次のとおり 変更となります。

● 毎週火曜日

【場所】市民交流施設「ぷらっと」内 証明交付窓口

● 毎週木曜日

【場所】市役所本庁舎1階戸籍住民課

※いずれも開設時間は 17:15~20:00 ※祝日、年末年始閉庁期間除く

交付できる証明書等

【予約不要】住民票など住民基本台帳に 関する証明、戸籍全部事項証明書など戸 籍に関する証明、印鑑登録証明書、印鑑 登録申請

【前日まで要予約】所得証明書/課税証 明書 / 所得·課税証明書 / 納税証明書 / 土地家屋評価証明書 / 土地家屋公租公課 証明書/軽自動車税納税証明書(車検用) ※前日が祝日など閉庁日の場合はその前 の開庁日までに市民税課に予約。

※夜間証明交付窓口では住所の異動に関 する届出、マイナンバーカードに関する 手続きはできません。

詳細 戸籍住民課☎ 381-1020 市民税課☎ 381-1012

対象工事

1. 耐震改修

昭和57年1月1日以前に 建てられた住宅で、耐震改 修工事で現行の耐震基準に 適合していると証明された 家屋。

2. バリアフリー改修

新築された日から10年以 上経過した住宅で65歳以 上の方または障がい者など が居住する一定のバリアフ リー改修工事をした家屋。

3. 省エネ改修

平成20年1月1日以前に 建てられた住宅で、窓の改 修を含む改修工事が、現行 の省エネ基準に適合してい ると証明された家屋。

※申告書提出後に現地確認します

※いずれも工事費用(自己負担額) が50万円超のものが対象

和 2 年 し 年 し の要件を満たした場合家屋の住宅改修を行い 成31年(全 税が減額され 令 に 和 ては、 中 令 に 固左

お問 によ い合わせくださ 及び減額適用期間 資産税課**☎**381 て異なります。 は制 4 前 度

書類 対 ŧ なる工事

申込期限

3月31日(火)まで

※原則、工事完了後 3か月以内に申告書 と必要書類を提出し てください



不動産収入を申告する際は

固定資産課税明細書のご利用を



税務署で不動産収入を申告する際は、 固定資産課税明細書をご利用ください。

各家屋および土地ごとの相当税額を記 載した課税明細書は、昨年5月に発送 した「固定資産税・都市計画税納税通知 書」に添付しています。

(詳細) 資産税課**公** 381-1404

年金差し引きの

介護・後期高齢者 医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収 票」に記載された保険料額 と昨年6月に市から送付し た「保険料額決定通知書」 に記載した保険料額は積算 期間がそれぞれ異なるため 一致しない場合がありま す。

申告の際は「公的年金等 の源泉徴収票」に記載され た保険料額を記入してくだ さい。

詳細

医療助成課 ☎ 381-1403